

# ○香川県警察における装備品の管理に関する訓令

昭和 38 年 9 月 15 日  
警察本部訓令第 13 号

改正 昭和 44 年 4 月 1 日本部訓令第 4 号、昭和 62 年 4 月 1 日本部訓令第 5 号、平成 14 年 11 月 29 日本部訓令第 30 号、平成 25 年 3 月 25 日本部訓令第 8 号、令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号、令和 6 年 3 月 1 日本部訓令第 4 号

香川県警察における装備品の管理に関する訓令を次のように定める。

香川県警察における装備品の管理に関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、香川県警察における装備品（無線機等を除く。）の維持管理について別に定めるもののほか、必要な事項を定め、装備品の良好な機能の確保と有効な使用を図ることを目的とする。

(装備品の範囲)

第 2 条 この訓令において装備品とは、香川県警察において管理し、及び使用する物品で別表に定めるものをいう。

(管理責任者)

第 3 条 装備品の管理責任者は、警務部長とする。

2 管理責任者は、常に装備品の現況を把握し、適正な維持管理を図るとともに、効率的な運用の企画及び統制を行わなければならない。

(保管責任者)

第 4 条 装備品の保管責任者は、香川県警察本部の課、隊若しくは所、香川県警察学校又は警察署の長とする。

2 保管責任者は、常に装備品について適切な保管方法を講じ、機能の確保に努めるとともに、これを有効に使用しなければならない。

(取扱責任者)

第 5 条 保管責任者は、その所属の警察職員の中から取扱責任者を指定するものとする。

2 取扱責任者は、装備品の性能を熟知し、常に整備しておかななければならない。

(装備品台帳の整理)

第 6 条 管理責任者は、装備品台帳（様式第 1 号）を備え、増減、異動等の都度整理し、常に保有状況を明らかにしておかななければならない。

2 保管責任者は装備品台帳（様式第 2 号）を備え、増減、異動の都度整理し、常に保管状況を明らかにするとともに、その状況を装備品増減（異動）報告書（様式第 3 号）により速やかに管理責任者に報告しなければならない。

(貸与申請)

第7条 保管責任者は、現に保管していない装備品を必要とする事案若しくは事故が発生し、又は発生が予想される場合は、管理責任者に対し、装備品貸与申請書（様式第4号）により装備品の貸与を申請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で申請することができる。

（使用の統制）

第8条 管理責任者は、前条に規定する申請を受理したとき、又は緊急の事態が発生した場合で多数の装備品を必要とするときは、全ての装備品の使用の統制を行うことができる。

（点検）

第9条 保管責任者は、所属の装備品の保管、整備、機能及び取扱技術について、四半期ごとに点検を行うものとする。

2 管理責任者は、各所属における装備品の管理状況について、年1回以上点検を行うものとする。

（点検実施後の処置）

第10条 保管責任者は、点検を実施したときは、その状況を装備品点検実施簿（様式第5号）に簡明に記載するとともに、異常を発見したときは、速やかに適切な処置をしなければならない。

（装備品の保管及び手入れ）

第11条 装備品の保管及び手入れについては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 装備品の保管は、装備品の特性に応じた適切な場所で保管すること。
- （2） 装備品の本体と附属物品は、同一場所に保管すること。ただし、管理上支障が生じる場合は、この限りでない。
- （3） 装備品の品目及び数量を当該品目ごとに表示し、常に現品と照合して確実に保管すること。
- （4） 随時装備品の手入れを行い、防錆、防虫、防腐等について、随時適切な処置をすること。

（事故報告）

第12条 装備品を亡失又は損傷したときは、保管責任者はその状況を装備品亡失（損傷）報告書（様式第6号）により速やかに管理責任者に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和38年9月15日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日本部訓令第5号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成14年11月29日本部訓令第30号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 25 日本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号）

1 この訓令は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 6 年 3 月 1 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

（別表及び別記様式 省略）